

一 理事會之解決

要項

- 一 從職員ノ請手當制度ヲ改善セラレタシ
- 一 解散手當ハ繼續一ヶ年ニ付月放ノ二十割ヲ支給セラレタシ
- 一 昇給三割臨時斷行セラレタシ
- 一 重役慰勞金ヲ廢止セラレタシ
- 一 合併後ニ於ケル全從職員ノ身分保證アリタシ
- 一 本問題ニ關スル一切ノ費用ハ會社全額負擔セラレタシ
- 一 紛争中ノ日給ハ會社支給ノ事
- 一 本問題ニ就テ犧牲者ヲ出ササルコト

解決

- 一 請手當、退職手當改善ニ關スル件ハ伊勢電重役エオイテ誠意ヲモツテ懇會當局ト交渉シソノ實現ニ努力スルモノトス

一 身分保障ノ件ハ左記各項ニヨルコト

- 一、伊勢電エオイテハ交渉解決後、解雇者ヲ出ササルコト
- 二、會社合併ニ際シテ解雇者ヲ出ササルコト
- 三、合併後ニ於テモ正當ナル理由ナクシテ解雇セザルヤウ懇會當局ニ交渉スルコト

- 一 交渉中ノ費用ハ會社ヨリ支給セズ、但シ和解ノタメ金一封ヲ重役側ノ解散手當中ヨリ交附スルコト

- 一 昇給ノ件ハ伊勢電本線勤務ノ社員、雇員、借員ニ對シテ一ヶ月一千三百圓ノ範圍エオイテソレ繼續年數、債權額、勤勞成績ニ應ジ下ニ厚ク、上ニ薄クノ精神ヲモツテ適方ニ昇給スルコト

- 一 解散手當ハ會社ノ重役エオイテ金七萬圓ヲ取得シ殘額二十八萬圓ハ一ヶ年エツキ最高十八割最低八割ノ範圍エオイテ前項ノ精神ヲモツテ分配スルコト